

森林環境譲与税の用途について

森林環境税および森林環境譲与税

森林には、人々の暮らしに役立つ様々な役割があります。例えば木々は二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防ぐとともに、酸素を作り出します。森の土は雨を染みこませて水を蓄え、洪水や土砂災害を防いでくれます。また森はたくさんの動物のすみかになり、生物多様性を維持してくれます。このような森林の有益な役割を「森林の公益的機能」と言います。

森林が公益的機能を発揮するには、その森が健全でなければなりません。ところが近年、木材価格の低下から、適時に森林整備を行うことが困難な森林所有者や、所有者不明森林が増加、さらに森林整備の担い手不足もあって、公益的機能が十分に発揮されない森林が増えています。

森林の公益的機能の恩恵は広く国民全体が受けることから、森林整備のための財源として、平成31年4月に森林環境税および森林環境譲与税が創設されました。森林環境譲与税は市町村に配分され、市町村が主体となって森林整備を進めます。

当町の方針

当町では、森林環境譲与税を受け入れるため、平成31年3月、安堵町森林環境基金条例を制定しました。今後はこの基金を財源とし、森林情報調査、荒廃森林の整備、木材利用の促進や普及啓発、森林整備を行う人材の育成などを行っていきます。

令和3年度の森林環境譲与税用途

事業名	事業内容	事業費
森林環境体験学習事業	県立野外活動センターにおいて自然体験活動の実施	50千円
基金積み立て	森林整備に必要な資金として積み立てを行う。	540千円
		合計 590千円

詳細については、以下のページをご覧ください。

(林野庁提出資料の「様式1市町村決算」の表にリンクさせる)